

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）  
先進的次世代車普及促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成24年4月5日環地温発第120405005号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第1項第2号に定める先進的次世代車普及促進事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

要綱及びこの要領における用語の定義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、原動機として燃料電池（燃料の化学反応により直接電気を発生させるもの。）のうち水素を燃料とするもの又は水素を燃料とする燃料電池と蓄電装置によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車をいう。
- (2) 「水素自動車」とは、水素を燃料とした内燃機関を原動機として搭載した検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）又は水素を燃料とした内燃機関を有する自動車と併せて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの（以下「地方公共団体等」という。）の長とする。

4 事業の実施方法等

- (1) 事業の内容は、地方公共団体等が実施する業務（委託業務を含む。）のうち、要綱第4条第1項第2号に掲げる燃料電池自動車又は水素自動車を導入する業務とする（ただし、リースによる導入に限る。）。
- (2) 要綱第2条の目的を達成するため、燃料電池自動車又は水素自動車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣等が認める経費について、要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (3) 燃料電池自動車又は水素自動車は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであることとする。
- (4) 事業の実施主体は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握することとする。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する

こととする。

#### 5 交付対象事業の制限

この補助金は、燃料電池自動車又は水素自動車の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。

##### 附 則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

##### 附 則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

##### 附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。